

フードバンク事業所募集要領

1 概要

食品ロスの削減及び食品の有効活用を図るため「フードドライブ」を実施するにあたり、本市と連携して、フードドライブにより回収した食品の保管・管理及び福祉団体や生活支援を必要とする者等(以下、「福祉団体等」という。)への提供を行う「フードバンク事業所(以下、「事業所」という。)」を募集します。

市が回収を行う食品

- ・缶詰(肉、魚、野菜、果物)
- ・インスタント、レトルト食品
- ・乾物(パスタ、ドライフルーツ等)
- ・嗜好品(お茶、コーヒー等)
- ・調味料(醤油、味噌、砂糖等)
- ・お米(白米、玄米、アルファ米)
- ・海苔、お茶漬け、ふりかけ
- ・粉ミルク、離乳食、お菓子

等

回収可能な食品の条件

- ・未開封で包装や外装が破損していないもの
- ・賞味期限が明記されており、かつそれが一ヶ月以上先のもの
- ・生鮮食品以外かつ常温保存可能なもの
- ・アルコールを含まないものであること(みりん、料理酒は除く)

2 応募要件

- (1) 本市が指定する日時・場所で食品の引き取りを行い、福祉団体等に提供するまで適正に保管・管理できる施設を市内に有すること。
- (2) 食品の引き取り・保管・提供にかかる費用は事業所の負担とし、当該事業以外の目的に食品を利用しないこと。
- (3) たつの市暴力団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 応募方法

別紙様式「フードバンク事業所応募申込書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに窓口へ持参または下記のあて先に送付すること。

送付先

〒679-4192

たつの市龍野町富永 1005-1 たつの市役所環境課 宛

4 応募期間

応募については随時受付します。

ただし、令和2年度実施分については、令和3年1月29日(金)までとします。

5 食品提供後の実績報告

本市から引き取った食品を事業所から福祉団体等に提供後、食品の重量及び提供先が分かる報告書(様式任意)を遅滞なく市に提出すること。

6 問合せ先

たつの市市民生活部環境課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1

(電話) 0791-64-3150 (FAX) 0791-63-2594

(電子メール) kankyo@city.tatsuno.lg.jp